



広報 —ご家族皆さんでご覧ください—

ふたば

手つなごう! 双葉



3

災害版No.10 3月号
2012



表紙写真：町の復興を祈る…ダルマ市

平成24年3月1日発行 編集・発行 / 双葉町埼玉支所 秘書広報課



双葉町



ダルマ市

江戸時代から続く新春恒例の双葉町ダルマ市が、1月21日、避難先のいわき市南台仮設住宅を会場に開催されました。双葉町消防団第二分団の有志の方々でつくる「夢ふたば人」が「古里の誇りを絶やさず、未来につなごう」と、県のサポート事業を活用して開催したものです。仮設住宅の通路には、ダルマや食べ物などを売る露店が並び、県内外から訪れた大勢の人で賑わいました。

「夢ふたば人」は、双葉町消防団第二分団の有志で立ち上げた会です。この仮設住宅には消防団第二分団の仲間が数人いて、何かと集まり、今後のことについて話をしていました。「俺達に何かできることはないか」「何かやりたい」という話題から第二分団で町商工会青年部に所属し「ダルマ市」などの行事に携わってきた団員から「ダルマ市を俺達でやってみつか」との一言でメンバーが盛り上

ります。この度、「夢ふたば人」を立ち上げ、双葉町の伝統行事「ダルマ市」を開催することができました。開催にあたって双葉町をはじめ仮設自治会、自治会婦人部などの支援をいただきありがとうございました。

私は、いわき市の南台仮設住宅に8月下旬から入居し、生活しています。避難当初から現在に至るまで、多くの皆さまにご支援していただきとても感謝しています。

ごあいさつ

夢ふたば人会長 佐々木 希久



がり、それからバタバタと準備し、ダルマ市を迎えることができました。これまでダルマ市は、町が主体となつて行つてきましたが、初めて自分たちで主催するということで、予想もしていなかつた苦勞がありました。われわれメンバー一同は「古里を決して忘れず、古里の誇りを未来につなげたい」との思いで進めてきました。念願がかなつて天候の悪い中でも大勢の人で賑わい、盛会に開催することができ、とてもうれしく思っています。



▲相馬妙見宮初発神社 高倉宮司によるダルマ市の開始を告げる神事



▲第二分団の団員による奉納神楽

毎年ダルマ市には、先人から受け継がれてきた双葉町の無形文化財を披露し、その保存と伝承に寄与することを目的として行われていた奉納神楽。その伝承が災害によって危機に直面しています。



▲双葉町商工会青年部のクレープと綿アメのお店



双葉町の伝統行事 震災にも負けずに開催



▲勿来地区の直売所「ドンワッセうえだ」



▲植田商店会



▲レイモミ小野フラスクールの皆さんによるフラダンス



▲島倉千代子や瀬川咲子のモノマネ歌謡ショー

仮設住宅の集会所には、絵画や仮設住宅に住む人たちの手芸品の力作がたくさん展示され、毎年、双葉町体育館で行われていた町内美術展を見ているようでした。

集会所の中では





▲避難先から集まった公民館和太鼓教室生による演奏



▲標葉せんдан太鼓保存会の皆さんによる演奏

ダルマ市の
クライマックス

ダルマ神輿



双葉町の祭り・イベント事業補助金のお知らせ

本事業は、地域コミュニティの推進と双葉町の活性化及び町民の連帯感を醸成するために開催される祭り・イベント事業に要する経費に対し補助金を交付するもので、双葉町民が概ね5人以上で構成され、規約等を制定し組織として成り立っている団体が実施する事業に対し事業費の一部（最高20万円を限度）を補助いたします。「ふるさと双葉未来へ繋げろin南台（ダルマ市）」がこの補助事業として開催されました。

平成24年度も実施いたしますので、祭り・イベント等をご検討されている方は、ご連絡ください。

【問い合わせ先】産業振興課 商工観光係

☎ 0480-73-6938





元気だつた？

会えて良かつた～

久しぶりの再会を喜ぶ人々

ダルマ市の会場では、大人も子どもも久しぶりの再会を喜び合い、うれしそうに語り合う姿や電話番号を交換する姿があちらこちらで見られました。





みんなに会えてうれしい

あいにくの雨の日となりましたが、会場は再会を喜び合う人たちや伝統行事を絶やさずダルマ市を成功させたいという夢ふたば人の皆さん熱い思いにあふれていました。

双葉町の
人の顔を見ると
ホッときます



毎年ダルマ市の会場となっていた長塚一行政区の木幡智清区長は「不自由な生活環境にもかかわらず、実現にこぎつけた若い人たちの努力に感謝します。双葉町で開催していたダルマ市のこと思い出します」と話されていました。

町民の皆さんへ

—被災者に尊厳ある生活を—

今年の冬は、最強と言われる厳しい寒波や豪雪に見舞われるなど、慣れない土地での避難生活に大変なご苦労をされたこととお察し申し上げます。そして、皆さまも一年を通じた避難生活の中で、私たちの先人が永住の地として選び住んできた故郷・双葉町が、いかに気候風土や自然に恵まれた素晴らしい土地であつたかを改めて認識させられたことと想います。

さて、節分が過ぎ、木の芽も大きく膨らみ、春の足音が間近に聞こえてくる季節を迎えました。そして、避難指示から一年が過ぎようとしている今、放射線による健康不安と損害賠償が進まないことによる生活不安が一層深刻さを増しています。

私は、町長就任以来、東京電力と原子力安全・保安院に対して「原子力発電所は心配だ」と言い続けてきましたが、返ってくる言葉は必ず「町長、心配は要らない。絶対安全だ」ということでした。

時が経つにつれてマスコミなどにより「東京電力の危機管理の欠如」が報道されるなど、不十分な安全管理であつたことが露呈されおり、この度の原発事故は町に対する信義

違反に当たることは確実であります。それにもかかわらず、東京電力は「和解仲介案」に対し、非人道的とも言える回答をし、また、その内容が原子力損害賠償紛争審査会の中間指針の趣旨に反するものであつたことから、町長として厳重に抗議するとともに、「全ての被災者に尊厳ある生活を営む権利を直ちに実現するよう」強く求めてまいりました。

今、私たち被害者は、故郷を奪われ、深く心が傷つき、そして、先の見えない不安の中で極限状態に置かれています。東京電力と原子力発電所を推進してきた国は、最後まで責任を持ち、安全な場所と従前に近い環境を準備し、元通りの生活ができるよう補償すべきですし、私たちは当然の権利として要求すべきものであります。

長期化が予想される避難生活の中で、「町民の皆さまの健康」を最重要課題とする一方、「相当な損害賠償」と「仮の町づくり」を柱として、新しい第一歩を踏み出していくたいと考えておりますので、町民の皆さまの一層のご支援、ご協力をお願いいたします。

双葉町長 井戸川克隆

双葉町消防団長に新家俊美さん



1月21日、双葉町消防団分団長会議が埼玉支所で開催され、会議に先立ち新家俊美さん（浜野：現在いわき市居住）に井戸川克隆町長から消防団長の辞令交付が行われました。

新家さんは、「団員が全国各地に避難していますが、団員相互の連絡を取り合いながら、町民の皆さんのが安全、安心のためにできる限り消防活動に努力したい」と抱負を述べられました。

任期は、平成23年12月27日から平成27年12月26日までの4年間となります。

引き続き行われた分団長会議では、消防団の組織や出初め式、平成24年度事業計画などについて話し合われました。

- ・団長 新家 俊美
- ・副団長 石井 義幸
(南相馬市居住)
- ・訓練団長 松浦 雅治
(茨城県ひたちなか市居住)
- ・技術団長 渡辺 浩美
(福島市居住)

<敬称略>

警戒区域への一時立入り[三巡目]の実施について

3月の実施は

3月1日(木)、3月16日(金)、3月24日(土) マイカー方式

3月7日(水) バス方式 の予定です。

各世帯1回、マイカー方式・バス方式で制限時間内の実施となります。対象者は意向確認を集計、調整のうえお知らせします。

- ア、2t トラックまでの車が使用できます。
- イ、家屋の修繕業者や引っ越し業者の帶同が可能です。
ただし、1世帯につき業者車両1台のみの帶同となります。
- ウ、お墓参り等、自宅以外の場所への立ち寄りも可能です。
※イ、ウについては、事前の登録が必要になります。

【問い合わせ先】双葉町総合受付コールセンター
☎ 0120-455-770

◆行政区長会を開催

2月2日、埼玉支所において行政区長会が開催され、全国に避難している各行政区の区長の皆さんのが集まり、今後の区長会のあり方や条例、規則の改正等について協議しました。



平成24年度 双葉町奨学生募集

平成24年度の双葉町奨学生を次により募集します。

◇申し込み資格

- ・高等学校(高等専門学校を含む)、専修学校、大学、大学院に在学する者または平成24年度入学予定者。(職業能力開発促進法に基づく学校等を含む)
- ・前記の学校等に入学するまでの間、保護者とともに双葉町に5年以上住民登録をしていること。
- ・経済的理由により修学困難と認められること。
- ・国、県またはほかの団体から同種類の奨学資金の貸与または給与を受けていないこと。

◇貸与期間

在学校の正規の修業期間

◇貸与額(月額)

- ・高等学校(高等専門学校を含む) …… 15,000円
- ・専修学校 ……………… 20,000円
- ・国、公立大学 ……………… 35,000円
- ・私立大学 ……………… 40,000円
- ・大学院 ……………… 40,000円

◇返還の方法

- ・卒業月の6カ月後から10年以内に、奨学資金の

全額を半年賦で返還していただきます。希望により一括返還することもできます。

- ・利子は無利子です。

◇申し込み手続き

- ・申込受付期間 4月2日(月)から5月10日(木)まで
ただし、家計の急変等により緊急に奨学資金が必要とする場合は、期間が過ぎても受け付けしますので、双葉町埼玉支所教育委員会教育総務課までご相談ください。

・申請書の提出場所

双葉町埼玉支所、福島支所

※郵送の場合は埼玉支所に送付して下さい。

※申し込みを希望される方は、3月1日(木)から双葉町埼玉支所及び福島支所において申請書類を交付します。また、電話での依頼により申請書類の郵送も行いますので、下記へご連絡ください。

【問い合わせ先】 教育総務課 ☎0480-73-6843

教育相談について

お子さんの進路や学校生活などについての相談は、就学生の先生に相談するのが一番良いかと思います。しかし、どうしても相談できない場合は、下記の先生方が相談にのってくださいます。ただし、業務都合等で電話に出られない場合もございますので、予めご了承願います。

応対者	電話番号
双葉南小学校 末永校長先生	080-2303-2829
双葉南小学校 吉田教頭先生	080-2303-2833
双葉北小学校 八城校長先生	080-2303-2830
双葉北小学校 泉田教頭先生	080-2303-2832
双葉中学校 遠藤校長先生	080-2303-2831
双葉中学校 堀本教頭先生	080-2303-2834
騎西小学校併任の先生方	080-2303-2835
騎西中学校併任の先生方	080-2303-2836
双葉町教育委員会	0480-73-6843

※相談日時：月～金（祝日を除く）午前9時～午後4時

※先生方への相談は電話貸与の都合上、3月28日までとなります。4月以降につきましては、後日お知らせいたします。

〔問い合わせ先〕 教育総務課 ☎0480-73-6843

大震災(3月11日)以降の動向調査の実施について

町民動向調査の早めのご提出を

動向調査は、将来起こりうる健康への被害と原子力発電所の事故による放射性被ばくとの関連の資料とすることを目的としております。

放射性被ばくによる健康への影響がどの程度なのか、今後どの程度の健康被害が発生するのかは現段階ではわかりません。そのため、地震発生時と原発事故直後から3月中の動向について、記録に残すことは大変重要なことです。まだ動向調査表を提出されていない方は、早めにご返送いただけますようお願いします。

〔問い合わせ先〕

**健康福祉課 健康づくり係
☎ 0480-73-6899**

産業振興課からのお知らせ

仮設住宅等に入居している方々等が参加し、集団で農園活動に取り組む希望がある場合は、産業振興課農政係にご相談ください。

〔問い合わせ先〕

**産業振興課 農政係 ☎ 0480-73-6880
福島支所 ☎ 024-973-8090**

医療費一部負担金の免除期間延長について

双葉町国民健康保険及び後期高齢者医療保険の被保険者については平成24年2月29日までの医療費一部負担金の免除措置が平成25年2月28日まで延長されることになりました。ただし、入院時食事療養費と入院時生活療養費の標準負担額及び療養費（柔道整復師・あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師の施術費、治療用装具等）の自己負担額の免除は、平成24年2月29日まで終了となります（※1）。

3月1日以降医療機関を受診する場合は、これまで同様、保険証のみを提示することで一部負担金が免除されます。（平成24年9月30日までは免除証明書の提示は不要です。10月1日以降取扱いに変更がある場合は、あらためてお知らせします）

＜免除を受けることができる対象者と期限＞

東京電力福島原発事故による警戒区域等のすべての住民の方（震災発生後、他市町村へ転出した方を含みます）→平成25年2月28日まで

＜免除証明書＞

全国健康保険協会にご加入の方は、有効期限欄に「平成24年2月29日まで」と記載されている免除証明書でも引き続き使用することができます。（※2）

（※1）住民税非課税世帯については、標準負担額減額認定証の申請をしていただくことで、入院時食事療養費および入院時生活療養費が減額となります。該当する方は申請書を送付いたしますので下記までご連絡ください。有効期間は申請のあった月の1日からとなりますので、お早めに申請してください。

（※2）その他の医療保険にご加入の方で、引き続き、窓口負担が免除される方は、免除証明書の更新が必要となります。免除証明書に関してご不明な点があれば、ご加入の医療保険の保険者へお問い合わせください。

【国民健康保険・後期高齢者医療保険に関する問い合わせ】

健康福祉課 国保年金係 ☎ 0480-73-7835

放射線内部被ばく検査(ホールボディカウンター)のお知らせ

双葉町ではこれまで、福島第一原子力発電所の事故に伴う住民の健康不安の解消と健康管理のための放射線内部被ばく検査を妊娠中の方及び高校生以下の方、原発事故後20km圏内にいた方を対象として実施してまいりました。

現在、双葉町と「ひらた中央病院」（福島県石川郡平田村）との協定により、町民で希望される方は、同病院において次により内部被ばく検査を受けることができます。

◇検査対象者…双葉町民で希望される方

◇検査内容…内部被ばく検査（ホールボディカウンター）

◇検査料金…①6,000円

（本来の検査料金は12,000円ですが、避難者支援のために半額で実施）

※検査料金の自己負担分は、原子力損害賠償の対象となりますので、領収書は保管ください。

②高校生以下の方は無料となります。

※一度内部被ばく検査を受けられた方は、検査を受けることができません。

【検査の受付及び問い合わせ先】

医療法人 誠励会 ひらた中央病院

住所：福島県石川郡平田村大字上蓬田字清水内4番地

連絡先：フリーダイヤル 0120-064-771

受付時間：月～金曜日（祝日を除く）10:00～12:00、14:00～16:00

申込期限

3/19まで

生活必需品の申し込みはお済みですか

町では、応急仮設住宅や県の借上げ住宅、特例借上げ住宅に入居された方、県内外の親類宅やアパート等に避難されている方に、災害救助法に基づく生活必需品及び「NPO難民を助ける会」様から生活支援物資を給付しています。

なお、申込期限は3月19日（月）までですので、まだ申し込みがお済みでない方は、忘れずにお申し込みください。

（※すでに受け取られている方は除きます）

1. 給付する生活必需品（主なもの）

世帯用

・衛生用品

（シャンプー、石けん、トイレットペーパー等）

・台所用品（両手鍋、フライパン、まな板、包丁等）

・入浴用品（イス、洗面器、バスマット等）

・掃除洗濯用品（物干し竿、ハンガー、ほうき・ちりとり等）

・その他（カラーボックス、収納ケース、こたつ、掃除機等）

個人用

・寝具（布団、カバー、タオルケット、シーツ）

・食器類（茶碗、おわん、深皿、コップ）

・その他（タオル、歯磨きセット）

2. 申込手続きについて

申込書に必要事項を記入のうえ、郵送又はFAXで申し込んでください。

【問い合わせ先】 産業振興課 商工観光係

☎ 0480-73-6938

FAX 0480-73-6926

シベリア強制抑留者の皆さまへ

○○請求の受付は、平成24年3月31日までとなっています。
○○特別給付金を支給しています。
○○平成22年6月16日にご存命で日本国籍を有する
○○（同日以後に亡くなられた方は相続人）が対
象です。詳しく述べてお問い合わせください。
☎ 0480-73-6938
FAX 0480-73-6926

※高校生以下の方については、健康福祉課健康づくり係までお申し込みください。

☎ 0480-73-6899

▽確定申告▽

○所得税確定申告について

平成22年、23年分の所得税の確定申告が延長されていますが、確定申告を希望される方は、福島県内をはじめ全国の税務署で相談が受けられます。また、期限を決めていない関係から税務署から申告書を送付しておりません。詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。

○町県民税の確定申告について

町県民税申告受付と所得税確定申告相談を **下記** の日程で行っております。

所得税の申告期限が延長されていますので引き続き3月16日以降も随時受け付けます。最寄りの税務署でも申告の受け付けができます。

<申告日程>

日 時	会 場
平成24年2月16日(木)～ 平成24年3月15日(木)	双葉町役場福島支所 (1階会議室)
午前9時から午後4時まで ただし、土、日曜日、祝祭日を除く。	双葉町役場埼玉支所 (2階会議室)

○申告対象者…平成24年1月1日現在、双葉町に住民登録等がある方。

○申告が不要な場合…給与収入で年末調整が済んでいる場合。扶養家族となっている場合。年金収入が400万円以下でその他の所得が20万円以下の場合。

おもいやり駐車場利用証が、新潟県でも使えるようになりました

福島県では、車いすのマークのある駐車スペースの適正利用を図るため、利用証を発行する「おもいやり駐車場利用制度」を実施し、あわせて他県で発行する利用証との相互利用を行っています。

このたび、新潟県が加わり、福島、山形、栃木、群馬、茨城、新潟の6県は、それぞれの県で発行する利用証の相互利用に関する協定を締結しました。これにより、6県でそれぞれ発行された利用証は、6県の協力施設いずれでも利用できるようになりました。今後も本当に必要な方が利用できるようご協力をお願いします。

なお詳しくは、利用証の申請・交付窓口までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

健康福祉課 福祉介護係	☎0480-73-7682
相双保健福祉事務所	☎0244-26-1132
福島県高齢福祉課	☎024-521-7197

税務署からのお知らせ

○申告・納税期限の延長等について

平成22年分の所得税や個人事業者の消費税をはじめ、平成23年3月11日以降の期限が到来するすべての国税の申告・納付等の期限が延長されています。

なお、期日が指定された場合については、町広報紙や国税庁ホームページ等お知らせいたします。

また、平成23年分の確定申告用紙はお送りしておりますのでご了承ください。

○確定申告会場を開設しています。

■開設期間 平成24年2月1日(水)～3月15日(木)
※ただし土、日曜日及び祝日を除きます。

■開設時間 午前9時～午後4時

■開設場所 相馬市振興ビル6階

【問い合わせ先】	相馬税務署	・ 0244-36-3111
	埼玉支所	・ 0480-73-7686
	福島支所	・ 024-973-8090

☎ 健康福祉課
【問い合わせ先】
0480-73-7682
福祉介護係

取り扱いについては追ってお知らせいたします。
みの方法で還付する予定です。
付された介護保険料については、全額が免除となつております。
今年度中に年金振り込みで納付され
た介護保険料については、納付され
た介護保険料については、全額が免除となつております。
なが、平成24年度介護保険料の支
取り扱いについては追ってお知ら

●介護保険料について

双葉町は東京電力福島第一原子力発電所の事故により政府の避難指示(警戒区域)の対象となつておられます。今年度中に年金振り込みで納付された介護保険料については、全額が免除となります。なお、平成24年度介護保険料については、平成24年2月29日で終了となります。

○雑損控除

大震災により建物等に被害を受けたかたは、被害程度により雑損控除を受けることができます。詳しくは税務署までお問い合わせください。

○賠償金

東京電力からの賠償金のうち精神的賠償金については、申告の対象外となっております。

事業収入に関する賠償金は、事業収入のその他の収入となり、申告の対象となります。

給料等に対する賠償金は、一時所得の取り扱いになり、申告の対象となります。

○建物保険金

建物保険に加入して被害を受けたものに対して保険金を受け取っても、申告の対象外となります。

●介護サービス利用料の免除について

介護サービスを利用される皆さんへ

双葉の風だより



全国に避難されている皆さんから寄せられた
お便りやメールの一部をご紹介いたします

新しい年も早一月があと一日で終わろうとしておりますが、双葉町の皆さまはいかがお過ごしでしょうか。雪や寒さはどうですか。当地は二十二日に十七センチの積雪がありましたが、「糠」の方三人で雪かきをがんばってくれまして、その他なにかと親切にしてくださる

ので、室内も元気になり楽しく過ごしております。そのうえ、白河の鳥は「ガンバレ」「ガンバレ」と鳴いてくれるので、笑つたり双葉町が恋しくなつたり色々ですが、道路には雪が無いので大丈夫です。

と転んだを見ておかしくて笑ってしまいましたが、白河はそのほどではありません。その上、土地の有識者の方々が親切に付き合ってくれるので、勉強になるうえ、当仮設には双葉町の方ばかりで話が分かりやすくて楽しいです。でも時々、この現状を思うと寂しく思うときもあります。そんな時私はよく小峰城に参つて寂しさをなぐさめております。また、色々な方から心配のお便りをいただき感謝しております。皆さんに気をつかつていただき涙が流れました。やっぱり九十一歳は永い人生だったのかなあ。

町民の皆さん、役場の皆さんによろしくお伝え願います。私も無事双葉に帰るまで白河で頑張ります。

震災による放浪の詩…白河市仮設住宅にて
代々合意年 参月合意日 合四時四合六

山谷をゆるがし家屋 墳墓の倒壊はなはだし
べつに町の子せら故てへ草皮せへ今、集落と続え

吾が家を去りて己に幾星霜
寒風の中残雪を踏み
酷暑熱風に耐えて 避難の地を転々と移動す
ああ故郷が恋しく
早く吾が家に帰りたし

いつもきめ細やかな情報を届けてくださりありがとうございます。広報ふたば二月号で暮れの支援物資のお礼の言葉が載っていて、私の知っている方も何人かいて、懐かしく、またお元気なんだとうれしくなりました。

テレビに映つても「あつ双葉の人だ」「あつだれだけさんだ」と思いつつも知っているはずの人の名前が出てこなかつたり、思い出せない自分に気づき、悲しく、また悔しくもあります。

断された私たちの暮らしももう一年になろうとしていますね。私の場合は、おかげさまで川俣の避難所からまつすぐここ鶴岡の実家に家族と共に来ることができたのでその点恵まれていると思います。そして鶴岡の社協から週一回いろいろな情報を手紙（郵便）で届けていただき、心強く思っています。

期待しますよ。

鈴木 育子



松木清秀詩



続けていたいと思っていますので、ぜひ町の方針を早く打ち出していただき、町民の期待に応えてくださるよう切に願っております。

A small, delicate illustration of three magnolia blossoms with long, sweeping petals, positioned at the top right of the page.



仮設住宅への入居者募集(継続)

1. 募集物件 (2月15日現在)

地区	間取り	募集戸数	住 所
福島市	1K	8戸	飯坂町平野字内小原田8-1
	2K	28戸	
	3K	19戸	
	計	55戸	
郡山市	1K	5戸	喜久田町早稲原字上ノ端54-4
	2K	22戸	
	3K	5戸	
	計	32戸	
白河市	1K	12戸	日和田町高倉字諏訪前82
	2K	55戸	
	3K	41戸	
	計	108戸	
いわき市	1K	13戸	郭内151
	2K	35戸	
いわき市	3K	22戸	
	計	70戸	
いわき市	1DK	6戸	いわき市南台3丁目1-1
	計	6戸	

2. 募集締切 当分の間受け付けをします。

窓口受付時間：午前9時から午後5時まで
(土、日、祝日を除く)

3. 応募方法

双葉町仮設住宅入居申請（抽選申込）書に必要事項を記入の上、双葉町役場へお申し込みください。直接お越しになれない場合は、申請書をファックスまたは郵送にてお申し込みください。

※被災証明または罹災証明の写しを付けてお申し込みください。

※お電話、Eメールでの申請は受け付けできません。

4. 入居時期 入居決定次第順次入居可能

5. 入居期間

原則として1年間、ただし、特別な事情がある場合のみ最長2年間

6. その他

各地区にペット飼育可能な区間を一部設けますが、規定数に達した場合は、受け付け終了となります。

※住宅の家賃は無料です。駐車場は1世帯1台です。

※エアコン、ガスコンロ、テレビ、冷蔵庫、炊飯器、電子レンジ、洗濯機、ポットは備えてあります。

※光熱水費、電話料、食費などの経費は入居者の負担となります。

[問い合わせ先] 福島支所 ☎024-973-8090

いわき市南台双葉町応急仮設住宅

住所：いわき市南台3丁目1-1

自治会役員（敬称略）

役職名	氏 名
会長	齊藤 宗一
副会長	山口 清一
庶務	外山 陽二
会計	行徳 幸子
監査	鈴木 啓之
"	高松 平
顧問	渡部 一美
"	坂本 昌彦
"	井上 幾
"	佐藤 一夫

県の紹事業より4人の職員が配置され、入居者へのお知らせや支援物資の配付、安全確認パトロールや環境整備などを行っています。



▶自治会長
齊藤宗一さん

1月29日に臨時総会を開催し、坂本昌彦前自治会長から自治会長を引き継ぎました。南台仮設住宅には250世帯、約400人が生活しています。市街地までは距離がありますが、ヨークタウンや郵便局、病院などへの巡回バスも出ていますし、色々な商品を積載した商店の車が来て食品や日用品などを買うことができます。サポートセンター「ひだまり」もできましたので、お年寄りの方も家に閉じこもることなく生活できるようになりました。

応急仮設住宅集会所・談話室 電話・FAX兼用番号表

仮設住宅名	番 号	仮設住宅名	番 号
郡山市富田町若宮前	024-983-9420	福島市北幹線第二	024-573-2598
郡山市日和田町高倉	024-983-9020	猪苗代町上川原	0242-66-4300
郡山市喜久田町早稲原	024-983-9590	いわき南台	0246-38-7450
福島市さくら	024-593-6511	白河市郭内第一	0248-24-6789

ぼくの夢・わたしの夢



双葉南小学校 6年 白井 徳真くん
(現在:埼玉県狭山市立柏原小学校)

ぼくの将来の夢はまだ決まっていません。

東日本大震災や原子力災害、避難生活などを経験して、たくさん色々なことを考えました。将来の夢も、今まででははっきりと思い描いていませんでしたが、みんなの助けになるような仕事ができればと思うようになりました。

大震災で懸命に人命救助にあたった自衛隊の人や消防士、法律の勉強をして弁護士になって誰かの役にたてるようになりたいと思っています。

それからぼくは、中国にある父の貿易関係の会社で働きたいとも思っています。

4月からは、中学生になります。たくさん勉強して、中国語も習って、部活動もがんばって、ぼくの将来の夢を決めたいと思います。

国内外の皆さまから千羽鶴や絵手紙、激励のお言葉などをいただいています



▲1月18日、さいたま市の河合地区自治会連合会様と青少年さいたま市民会議岩槻区連絡会本丸支部様の呼びかけで、河合小学校の児童35人が課外活動の時間に大凧会館保存会の皆さまのご指導を受けて作ったメッセージ入りの大凧を寄贈していただきました。



埼玉県内の華道山月教室の各所に生け花を生けます。
支所へお問い合わせください。



渡邊ひよりちゃん(4歳9ヶ月)と
お母さんゆかりさん(郡山)

4月から幼稚園に通います

▲ひよりちゃんは現在、埼玉県加須市にお住まいです。

双葉町民の避難状況

(平成24年2月9日現在)

- ・福島県内に避難されている方 3,413人
- ・福島県外に避難されている方 3,602人

双葉消防本部からのお知らせ

春季全国火災予防運動 3月1日～3月7日

～全国統一防火標語～

「消したはず 決めつけないで もう一度」

双葉町では、町民の皆さまの**所在の把握**を行っています。これまで滞在されていた場所から移動された場合や仮設住宅等に移られた場合もご連絡をお願いいたします。

○総合受付 コールセンター 0120-455-770

埼玉支所 〒347-0105

埼玉県加須市騎西598-1 旧騎西高校内

☎ 0480-73-6880 FAX 0480-73-6926

✉ saitama@town.futaba.fukushima.jp

福島支所 〒963-8024

福島県郡山市朝日一丁目20番2号

☎ 024-973-8090 FAX 024-933-5120

✉ fukushima@town.futaba.fukushima.jp

○双葉町公式 臨時サイト(災害版) <http://www.town.futaba.fukushima.jp/>

ホームページ 臨時モバイルサイト(災害版) <http://www.town.futaba.fukushima.jp/mobile/>